

《工事請負契約に関する届出書類一覧》

[令和7年4月1日現在]

1. 契約の保証（契約金額の10%）関係

契約金額が**500万円以上**の場合、契約締結の前にいずれかの届出（納入）が必要となります。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 銀行又は保証事業会社の保証
- ④ 公共工事履行保証証券（いわゆる履行ボンド）による保証
- ⑤ 履行保証保険契約の締結

2. 建設リサイクル法関係

対象工事の規模に応じ、契約締結の前に省令で定める様式により届出が必要となります。

（※届出書の記載内容については、発注部の担当者からの確認が必要となります。）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計500m ² 以上
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額1億円以上
その他工作物・土木工事	請負代金の額500万円以上

3-1. 着手届関係

契約締結後、次の届出が必要となります。

届出書類	提出期限	備考
① 着手届	5日以内	⑤については契約金額が300万円以上（消費税を含む）の場合に提出が必要となります。 ただし、着手日と着手届月日は同じ日として下さい。
② 現場代理人・主任（監理）技術者選任届		
③ 選任技術者の資格証及び健康保険証のコピー		
④ 工程表及び請負代金内訳書（入札時に内訳書を提出していない場合提出。法定福利費を明記すること。）	14日以内	
⑤ 建設労災補償共済加入証明書等のコピー	証紙貼付 1か月以内 電子申請 40日以内	
⑥ 建退共掛金収納書		

* ⑤及び⑥について、制度に未加入の場合は、その理由書を提出していただきます。⑤及び⑥の詳細については北秋田市競争入札事務等取扱要綱を参照してください。（今後、入札参加申請の際に退職金制度や法定外労災補償制度への加入が格付け・登録要件となる場合がありますので、制度への加入に努めてください。）

3-2. 着手届にあたっての留意事項

（1）技術者の適正配置について次の事項を遵守してください。

- ① 建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請を問わず請け負った建設工事を施工するとき、その工事現場における技術上の管理をつかさどる者として、必ず「主任技術者」を配置すること。
- ② 契約金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の「主任技術者」を配置すること。（他の工事と兼任できない。）
- ③ 上記②の場合、工事現場と営業所が近接しているか否か等にかかわらず、建設業法第7条第2項又は同法第5条第2号に基づく営業所の専任技術者である者を、専任の「主任技術者」として配置することはできない。
- ④ 下請負契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上（特定建設業者に限る。）となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。
- ⑤ 公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者から専任されていること。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時監理技術者資格証を携帯していること。
- ⑥ 共同企業体における技術者は、下請負契約の請負代金の合計金額が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合は、原

則として代表者が、監理技術者を専任で設置すること。他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置すること。

⑦ 密接な関連のある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所に置いて施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるが、監理技術者はそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約の場合に限る。）については、同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

⑧ 現場代理人について、原則的には他の工事と重複して現場代理人になることはできないが、次の要件を全て満たす工事の場合は、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、合計で3件まで（災害復旧工事等が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置することができる。

イ 市、県又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。（ただし、北秋田市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。）

ロ 工事現場がいずれも北秋田市内であること。

ハ 1件の請負金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満。以下同じ。）であること。なお、契約変更により、1件の請負金額が4,500万円以上となった場合には、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

ただし、

⑨ 同一の請負契約について、現場代理人と、主任技術者（監理技術者）は兼務することができる。また、主任技術者の兼務を認めているそれぞれの工事において、当該主任技術者と同一の人物を現場代理人として配置することができる。

⑩ 解体工事について、契約金額に関わらず、解体工事施工技士資格者の配置が必要である。（請負金額が4,000万円以上の場合は専任をする。）

（2）配置する技術者の資格について

主任技術者の資格は、一般建設業の専任の技術者の資格と同一です。また、監理技術者資格者証の手続きを行なうためには、1級施工管理技士等の国家資格等が必要です。

①主任技術者は、建設工事の工種に関し、次のいずれか一つの要件が必要となります。

イ 高校（指定学科）卒業後5年以上、高専及び大学（指定学科）卒業後3年以上の実務経験を有する者
ロ 10年以上の実務経験を有する者
ハ 国土交通大臣がイ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認めたもの（1級若しくは2級施工管理技士等の国家資格取得者等）

② 監理技術者資格者証の手続きを行なうためには、次のいずれかの資格等が必要となります。

イ 1級施工管理技士等の国家資格
ロ 主任技術者の要件を満たす者のうち、元請け額が4,500万円以上の工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有すること。（指定建設業以外）
ハ 国土交通大臣がイ、ロと同等以上の能力を有すると認められること。

※ 工事の施工にあたって配置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、次の資格を有する者とする。

- 8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級若しくは2級の施工管理技士
- 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級の施工管理技士

（3）労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入について

建設労働者の労働福祉の向上を図るために、労働災害補償保険法による労働保険制度への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度への加入が必要あります。

① 300万円以上の工事請負契約を締結した場合は、公益財團法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書、その他の共済・保険制度の加入を証する書面のコピーを14日以内に提出して下さい。

（4）建設業退職金共済制度への加入等について

市では、建設労働者の労働福祉の向上を図るために、建設業退職金共済制度の掛金を予定価格（設計額）に計上しております。

① 工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書を証紙貼付方式の場合は1か月以内、電子申請方式の場合は40日以内に提出して下さい。

② 請負業者は、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙等を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付、又は勤労者退職金共済機構に対して掛金を充当しなければなりません。

③ 下請契約を締結した場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を購入し、証紙の現物交付、又は退職金ボイントの充当を一括して申請しなければなりません。

◎契約に関する不明な点は、下記に問合せください。

北秋田市役所 財務部財政課財政係 TEL 0186-62-6607 FAX 0186-62-1131